

郡山市業務委託契約におけるスライド制度運用基準

郡山市が発注する業務委託契約において、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（以下「スライド条項」という。）を定める制度（以下「スライド制度」という。）については、下記に定める事項により運用するものとする。

1 定義

（１）請求日

発注者又は受注者がスライド条項による契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日をいう。

（２）基準日

原則、請求日の属する月の１日とする。ただし、これにより難しい場合には、請求日から起算して１か月以内で発注者と受注者の協議により定めることができる。

（３）残履行期間

基準日以降の履行期間をいう。

（４）賃金水準の変動

本市の積算において適用した、労務単価の改定をいう。

（５）スライド額

スライド条項の適用に伴う契約金額の変更額をいう。

2 対象業務

複数年にわたる業務委託のうち、次のいずれかに該当する業務

（１）国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」により積算した業務委託

（２）郡山市入札参加有資格者名簿において業務委託の業種が「受付・案内」、「給食調理」又は「用務員」の業務委託

（３）上記以外の業務委託で、市長が必要と認めた業務委託

3 スライド制度対象の明記

スライド条項を定める業務委託については、入札時の公告又は指名通知書等に明記するものとする。

4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、履行開始日から12か月経過後かつ、残履行期間が２か月以上ある場合に、書面又は電子媒体により行うことができる。

5 スライド額の協議開始日

発注者は請求日から７日以内に、スライド額の協議開始日を受注者に通知するものとする。

6 スライド額の算出

（１）賃金水準の変動によるスライド額は、変動前残契約金額（契約金額から基準日における既

履行部分に相応する金額を控除した額)と変動後残契約金額(変動後(基準日)の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額)との差額のうち変動前残契約金額の1,000分の15を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：変動前残契約金額

P_2 ：変動後残契約金額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：市積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1,000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：変動前残契約金額

P_2 ：変動後残契約金額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：市積算額)

(4) スライド額は、人件費並びにこれに伴う物品費、業務管理費及び一般管理費等について行われるものであり、従事者人数(歩掛)等の変更については考慮するものではない。

7 残業務量の算定

(1) 基準日における残業務量を算定するための既履行業務量は、受注者が発注者に業務完了分(既履行部分)を通知し、発注者が完了確認を行うことにより算出する。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務は、増額スライドの場合は、既履行部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、既履行部分に含めないものとする。

8 スライド額の決定

スライド額は発注者と受注者が協議の上決定する。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

9 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、スライド額の決定後速やかに行うものとする。

10 再度の変更について

スライド条項に基づく契約金額の変更は、複数回行えるものとする。なお、4に定める請求について、「履行開始日」とあるのは、「直前のスライド条項に基づく変更契約の基準日」とするものとする。

附 則

この運用基準は、令和7年12月1日から施行し、適用する。